

2018年度助成分

■研究課題名

日仏伊における精神保健政策の比較研究 — 地域精神医療の実施を目指して —

研究代表者：

永野仁美 (上智大学法学部・教授)

共同研究者：

東奈央 (つぐむ法律事務所・弁護士)、**池田真典** (日本福祉大学・助教)、

池原毅和 (東京アドヴォカシー法律事務所・弁護士)、**石崎学** (龍谷大学・教授)、

小村絹恵 (佛教大学・非常勤講師)、**近田真美子** (福井医療大学・准教授)、

佐々木信夫 (佐々木信夫法律事務所・弁護士)、**長谷川珠子** (福島大学・准教授)、

松嶋健 (広島大学・准教授)、**三脇康生** (仁愛大学・教授)

実施期間：2018年4月1日～2019年3月31日

【研究の概要】

本研究は、障害者の権利や精神医療の在り方に関する国際的な議論（既に精神障害者の地域での生活の保障において一定の功績のある諸外国の法政策等）も参照しつつ、今後の精神保健政策及び精神医療の目指すべき方向を検討するものであり、医療・福祉従事者、法律家、文化人類学者が協同してこれに取り組む点に特徴があった。

貴財団から助成を頂いての2018年度は、上記の目的に資するため、4回にわたり研究会を実施するとともに（2018年5月@龍谷大学、2018年6月@龍谷大学、2018年9月@上智大学、2019年3月@京都社会福祉会館）、2018年11月には、フランス（リール）からジャン・リュック・ローラン精神科医、及び、イタリア（トリエステ）からマリオ・コルッチ精神科医を迎え、シンポジウムや講演会等を他の機関・組織と共同で実施した。また、いわくら病院@京都、大阪府立精神医療センター@大阪、国保旭中央病院@千葉、浅香山病院@大阪等を訪問し、精神医療の現場視察も行い、現場が抱える課題や挑戦的に実施している試みについても関係者から話を聞くことができた。

これらの活動を通じて、既存の研究では見逃されやすかった部分が、次第に、浮き彫りにされてきたとすることができる。すなわち、精神障害は、まさに社会との繋がりの中で出現するものであり、社会との関連性において、あるべき方策を検討しなければならないという部分である。単に、精神医療に関する診療報酬を見直したり、地域生活ができるよう精神障害者の退院支援を充実させたりするだけでは十分ではない。様々な学術的背景を有する協同研究者の間で、こうした視点を有することの重要性をより強固に共有することができた点は、本研究の大きな成果である。また、多数の関係者と対話を行う中で協働しつつ、精神医療に関する改革を行っていくことの重要性を確認できた点も大きい。なお、本学際研究は、今後も継続して行っていく予定である。

憲法制定への国外の影響

研究代表者：

長谷部恭男 (早稲田大学・教授)

実施期間：2018年4月1日～2019年3月31日

【研究の概要】

憲法制定への国外の影響は、「押しつけ憲法imposed constitutions」論や「憲法借用constitutional borrowing」等の論点を通じて、世界各国の憲法研究者が広く関心を抱くテーマとなりつつある。本研究では、比較憲法および歴史学の諸文献を参照するほか、大日本帝国憲法および日本国憲法の制定過程での外国からの影響についても改めて振り返り、その研究結果を2018年6月にソウルで開催された国際憲法学会第10回世界大会（The 10th World Congress of the International Association of Constitutional Law）のワークショップ「憲法制定への国外の影響 External Influences on Constitution Building Processes」で発表した（使用言語は英語）。発表テーマは「押しつけ憲法imposed constitutions」である。複数の報告者から筆者の報告内容に関する言及があり、会場からの質疑・討論等も含めて、多くの知見を得ることができた。会議の様子は、2018年7月31日付朝日新聞朝刊で紹介されている。筆者の報告を含め、ワークショップでの諸報告については、現在書籍の形でまとめるべきか否かにつき、検討が進められている。また、2018年7月27日にはハンガリーのカロリ・ガシュパー大学教授サボ・ゾルト氏を報告者に迎えて中欧・東欧の憲法・政治状況に関する研究会を早稲田大学で催し、これらの地域での各国の憲法および政治へのEUを含めた国外からの影響についても討議を行った。同年7月31日には、イタリアのマチェラータ大学教授ジュゼッペ・ラネヴェ氏と面談し、意見交換を行った。さらに、8月24日～25日にアメリカ合衆国のイエール大学で開催されたブルース・アッカーマン教授を中心とする比較憲法シンポジウムに参加し、各国の比較憲法研究者と意見交換する機会を得た。同シンポジウムに提出した拙稿は他の参加者の論稿とともにYale Law Journalの特集号に掲載される予定である。

本研究の成果は、『注釈日本国憲法』第3巻（有斐閣）所収の「憲法第4章前注」および同第4巻所収の「憲法第5章前注」の内容に反映させることを予定しているほか、ラウトレッジ社から刊行される憲法変動に関する書籍 Routledge Handbook of Constitutional Change所収予定の日本の憲法変動に関する拙稿 Constitutional Changes in Japanの内容にも反映される予定である。

■研究課題名

非線形動学的一般均衡モデルを用いた 為替レートの変動要因分析

研究代表者：

廣瀬康生（慶應義塾大学経済学部・教授）

実施期間：2018年4月1日～2019年3月15日

【研究の概要】

本研究では、米国と欧州を想定した二国間DSGEモデル（Dynamic Stochastic General Equilibrium Model：動学的一般均衡モデル）を推定することによって、ドルおよびユーロ間の為替レートの変動要因を分析した。通常、DSGEモデルの推定には、方程式を線形近似したモデルが用いられているのに対して、本研究では、方程式を3次近似したモデルを用いることによって、モデルの非線形性を維持したまま推定を行っている点に新規性がある。非線形モデルを用いることによって、為替レートの変動に関するリスクプレミアムが内生的に変化することになるため、為替レートの変動要因について、線形モデルを用いて推定を行った場合とは異なる含意が得られる可能性がある。さらに、3次近似を用いることによって、将来の不確実性の変化を表すボラティリティ・ショック（構造ショックの分散を変化させるショックであり、stochastic volatilityと呼ばれる）も考慮することが可能となっている。

非線形DSGEモデルの解法および推定には、極めて計算負担の大きい数値計算が必要となるが、本研究助成によって計算処理能力の高いワークステーションを導入することができたため、作業効率は飛躍的に向上した。

推定の結果、線形モデルを用いた場合と同様、無裁定条件から導かれるカバーなし金利平価からの乖離を表す「リスク・シェアリング・ショック」が為替レートの殆どの動きを説明することが分かった。モデルの非線形性を考慮することによって、他の構造ショックやボラティリティ・ショックの影響は多少大きくなったものの、そのようなショックが為替レートの変動を説明する主たる要因にはなり得ないことが明らかになった。

分析結果は、論文“Exchange Rate is Disconnected After All”（藤原一平、Chen, Yu-chinとの共著）として取り纏め、ニュージーランド準備銀行主催のConference on Macro-Financeおよびニュージーランドマクロ経済学センター主催のAustralasian Conference on International Macroeconomicsで共著者によって発表された。

■研究課題名

最低賃金と企業を取り巻く市場環境：地域という観点から

研究代表者：

奥平寛子（同志社大学大学院ビジネス研究科・准教授）

共同研究者：

滝澤美帆（東洋大学経済学部・教授）、

山ノ内健太（慶應義塾大学大学院経済学研究科後期博士課程）

実施期間：2017年4月1日～2018年3月31日

【研究の概要】

公益財団法人野村財団からいただいた研究助成は、高性能のパソコンの購入など、研究環境を整えるために使用された。貴財団の支援によって研究を円滑に進めることができたのであり、貴財団には心より感謝申し上げたい。

御支援いただいた研究は、最低賃金が雇用に及ぼす影響を分析したものである。近年日本では最低賃金が急速に引き上げられているが、経済学者や経営者の間ではこうした最低賃金の上昇が労働者の雇用を奪うという懸念が示されることがある。経済理論の観点からは、地域ごとの企業の競争力や市場支配力によって、最低賃金の引き上げが雇用に及ぼす影響は正にも負にもなりうる。しかし、これまでの研究では、最低賃金の影響の異質性はほとんど考えられていなかった。

そこで本研究では、地域および産業ごとに地元の製品市場や労働市場において事業所の支配力を表すパラメーターを推定し、パラメーターに応じて最低賃金が雇用に与える影響がどのように変化するかを分析した。その結果、最低賃金の上昇は平均的には雇用を減らすことが明らかとなった。しかし、その影響は競争的な労働市場が形成されている地域・産業に集中しており、労働市場が買い手独占であれば負の効果はほとんど見られなかった。

本研究の結果は、望ましい賃金政策が地域・産業ごとに異なるという含意を導いた点に政策的意義がある。また、手法や対象によって結果が大きく異なっていた最低賃金の研究に対し、統一的な解釈を提供したという点でも貢献があったといえる。

本研究では、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」や経済産業省「工業統計調査」「経済センサス」の個票データを利用している。これらは政府の大規模なマイクロデータであり、研究の進捗は統計解析を行うパソコンの性能に強く依存していた。貴財団からの支援がなければ、研究の遂行は困難であったと考えられる。

なお、本研究は現在、主たる結果を初稿として論文にまとめた段階である。研究成果の一部は、奥平が2018年1月25日における日本経済新聞のコラム「経済教室」で紹介した。今後は学会で報告することで国内外の研究者からコメントをいただき、追加の分析と論文の改訂を適宜行う予定である。最終的には、海外の有力な学術誌に掲載されることを目標としている。

■研究課題名

ライフサイクルにおける貯蓄行動と 資本所得税および相続税の影響

研究代表者：

北尾早霧 (東京大学経済学研究科・教授)

共同研究者：

山田知明 (明治大学商学部・教授)

実施期間：2017年4月1日～2018年9月30日

【研究の概要】

日本では少子高齢化が急速に進行しており、社会保障制度を維持するための支出増が予想される。債務の増加によって利払い負担も上昇し、困難な財政状況が続くことに疑問の余地はない。その一方で、必要な歳入を確保するための手段は多くない。本研究では、家計のライフサイクルにおける貯蓄と金融資産形成行動を理解した上で、一つの歳入源としての資本所得税・相続税に関する制度改革がマクロおよびミクロ経済に与える影響を数量分析する。

ライフサイクルにおいて、個人が労働供給・消費・貯蓄の分配を決定するメカニズムを精緻に理解することは、税による再分配効果とマクロ経済への影響を分析する鍵となる。そのため、研究の第一ステップとして、全国消費実態調査を用いて個人の所得・資産パターンについて、時系列およびクロスセクションの両面から詳細な分析を行った。この結果は、ワーキングペーパー“Dimensions of Inequality: Distributions of Earnings, Income and Wealth in Japan between 1984 and 2014” (Sagiri Kitao and Tomoaki Yamada) としてまとめられている。経済学の基本概念である恒常所得仮説によれば、所得の高い青壮年期には老後に向けて貯蓄を積み上げ、引退後は貯蓄を徐々に切り崩して、消費を平準化させるのが最適な配分となる。しかし、日本のデータを見ると60歳代以降も平均貯蓄は大きな減少を見せず、最大の資産保有者は高齢者であることがわかる。

研究の第二段階として、上記の論文で明らかにされたライフサイクルにおける貯蓄行動を理論的に説明するマクロ経済モデルを構築する。その上で、モデルにおけるシミュレーションを行うことで資本所得税・相続税改革の影響を定量分析する。引退後も貯蓄を大きく減らさない要因として、様々なりスクへの予備的貯蓄動機が働いていると考えられる。具体的には、長寿リスク、医療費支出の不確実性、公的年金・医療保険制度の不確実性などが挙げられる。また、子孫や配偶者への遺産動機も重要な要素として考えられる。個人のライフサイクルにおけるインセンティブを分析に組み込むことにより、さまざまな貯蓄動機の強弱を定量化しデータに合致したベースラインモデルの構築が可能となる。現在は、データとより整合的なモデルを構築するための分析を続けている。

期間構造モデルを用いた債券市場の価格形成と景気循環の相互依存関係分析

研究代表者：

鷹岡澄子 (成蹊大学経済学部・教授)

共同研究者：

沖本竜義 (オーストラリア国立大学クロフォード公共政策大学院・准教授)

実施期間：2017年4月1日～2018年3月31日

【研究の概要】

本研究の目的は、期間構造を明示的にモデル化して、本邦債券市場を包括的に分析することである。具体的には、本邦債券市場と景気循環の相互依存関係を分析し、債券市場データを用いた債券価格の決定要因を検証することである。

本研究で得られた結果は次のようにまとめられる。まず、国債のイールドカーブに関しては、金融政策指標と米国10年国債金利が重要な決定要因であることが明らかになった。それに加えて、質への逃避行動を通じて株式市場の不確実性が大きな影響を持つことが明らかになり、それ以外の指標の説明力は限定的であることが明らかとなった。つまり、欧米の先行研究において重要であるとされてきた経済指標やインフレ指標は、日本の国債市場においては、重要な決定要因となっておらず、金融政策や海外市場要因が支配的な役割を果たしていることが示唆されたのである。また、近年の国債金利の低下には、金融政策の拡大と米国金利の低下が大きな役割を果たしていることが判明した。

社債のクレジットカーブに関しては、国債の3つの決定要因に加えて、米国クレジットスプレッド、機械受注、景気動向指数の変化率が、格付にかかわらず追加の決定要因として採用された。したがって、社債市場においては、経済指標が少なからず影響をもつものの、インフレ指標は影響をもたないことが、日本の債券市場の大きな特徴のひとつであることが明らかとなった。それに加えて、近年のクレジットスプレッドの低下には、金融政策の拡大が大きな役割を果たしていることがわかった。また、AA格とA格に関しては、リスク要因が比較的重要な役割を果たしている一方、BBB格に関しては、経済要因がより大きな役割を果たしており、格付によって、主要な要因が異なることも確認された。したがって、本研究では中低位格付クレジットスプレッドカーブと景気循環に有意な関連性があることが示唆された。

研究の成果は日本経済学会、Asian Meeting of the Econometric Societyを含めた国内外の学会で報告され、“No-arbitrage Determinants of Japanese Government Bond Yield and Credit Spread Curves” RIETI Discussion Paper Series 17-E-104, The Research Institute of Economy, Trade and Industry, July 2017として、公開されている。

2016年度助成分

■研究課題名

歴史的考察を踏まえた営業秘密の保護に関する民事的・刑事的法制度のあり方に関する研究

研究代表者：

蘆立順美（東北大学大学院法学研究科・教授）

共同研究者：

成瀬幸典（東北大学大学院法学研究科・教授）

実施期間：2016年4月1日～2018年3月31日

【研究の概要】

営業秘密については、1990年の不正競争防止法の改正において法的保護が認められたが、当初は、民事的保護が付与されたのみであった。しかし、営業秘密漏洩事件が多発したこと等を受けて、民事・刑事両面での抑止力向上を目的として、2003年以降、数回にわたり不正競争防止法の改正が行われてきた。これらの改正により、規制対象となる営業秘密に関する不正競争行為が拡大されるとともに、刑事罰の対象となる行為についても拡大されたが、営業秘密の保護に関して、民事・刑事において統一的な理論に基づく議論が蓄積されてきたとは言い難い状況にある。そこで、本研究では、知的財産法の研究者と刑法の研究者2名が、営業秘密の保護をめぐる議論の経緯を調査、分析することにより、営業秘密の民事・刑事の両面における適切な保護のあり方を検討した。

2016年度は、知的財産法、刑法のそれぞれの専門分野において、秘密管理される情報の保護に関する議論について文献の調査、収集及び分析を行った。前者は、不正競争防止法における営業秘密保護規定の立法にかかわる議論を中心に、その後の各改正法に関する議論や、各種ガイドラインの作成の過程等も対象として調査を行った。後者は、1980年代以降の刑事法における情報の保護に関する議論を確認し、近年に至るまで、刑法において情報それ自体の保護に関して消極的であった根拠を確認したうえで、不正競争防止法における営業秘密保護規定がそれをどのように克服しているかを中心として調査を行った。また、適宜、関連する諸外国の法制度に関する文献調査も実施した。

2017年度は、前年度に引き続き、収集した資料等の分析を進めるとともに、関連する裁判例の分析、検討を行った。特に、近時、営業秘密に関する刑事裁判例が散見されるようになったことから、これらの事件における営業秘密該当性判断等を素材として、民事的観点及び刑事的観点からそれぞれの検討を加えたうえで、意見交換を行い、理論的な問題点や、さらなる検討が必要な点について明確化しながら研究を進めた。また、東京で開催された関連の研究会にも適宜参加し、それぞれの分野における知見を獲得した。

上記により得られた知見は、両分野の観点を踏まえたさらなる分析、検討を加えたうえで、公表予定である。

政治改革以後の国内政策や外交・安全保障政策決定過程における首相の指導力の変遷の分析

研究代表者：

竹中治堅（政策研究大学院大学・教授）

実施期間：2016年4月1日～2018年3月31日

【研究の概要】

本研究の目的は中曽根内閣から第三次安倍内閣までの各内閣を対象とし、国内政策と外交・安全保障政策の決定過程における首相の指導力のあり方が変化する過程を分析することであった。

1990年代以降、94年の政治改革、2001年の省庁再編、14年の公務員制度改革という三つの改革が行われた結果、55年体制の時期と比べ、政策決定過程全般において首相の指導力は大幅に高まった。政治改革の結果、首相の与党内の統率力は高まり、人事権が拡大した。省庁再編の結果、首相の政策立案能力及びその補佐機構が強化された。さらに公務員制度改革により、首相の各省幹部に対する影響力が増大した。

国内政策について見ると橋本内閣の時に、首相の指導力のあり方が変わる兆しが現れていた。同内閣では、首相の指導力が発揮され、省庁再編や財政構造改革が進む。省庁再編後に成立した小泉内閣は郵政民営化などの重要政策を内閣府に新設された経済財政諮問会議や内閣官房を活用して立案する。第二次安倍内閣の下で内閣官房の役割が特に高まり、成長戦略や働き方改革などの政策が策定される場となった。

外交・安全保障政策に目を向けると、改革以前にも首相が大きな指導力を発揮した事例はある。中曽根内閣では首相の判断のもと武器技術協力など米国への協力が進んだ。ただ、改革以降、首相は強化された補佐機構を活かして、安保政策を立案するようになる。小泉首相は9.11同時多発テロ発生後、内閣官房を活用し、テロ特措法、イラク特措法などを立案、米国に協力する。有事法制の策定も内閣官房に委ねた。第二次安倍内閣は安全保障会議を国家安全保障会議に改組、安保政策を日常的に議論するための4大臣会合を新設した。この結果、安全保障を立案する上で、制度的に首相の権限はさらに強化された。また、第三次安倍内閣は、首相の強い意向の下、集団的自衛権の行使を一定の条件の下に可能とする安保法制を成立させた。また、首相の権力が全般的に強化された結果、外国と交渉を行う際の国内調整を以前より迅速、戦略的に行えるようになり、この結果、日本が外交交渉を主導できるようになったことにも注目する必要がある。

成果の一部を「『安倍一強』の制度的基盤--『首相支配』の発展と国政への責任」（『中央公論』2017年11月号）、「議院内閣制の変容と『忖度（そんたく）』」（『中央公論』2018年6月号）に発表している。

■研究課題名

政策発展の時間構造と長期的効果

研究代表者：

西岡晋 (東北大学大学院法学研究科・教授)

実施期間：2016年4月1日～2018年3月31日

【研究の概要】

人はどこで子どもを産むのか。現代の日本社会では、大多数の人が産院（産科の診療所・病院）と答えるだろう。しかしながら、歴史を紐解くと、1950年代まではほとんどの人が自宅で出産していた。ところが、今日では自宅での出産は全体のうちの0.1%に過ぎず、診療所・病院での出産が実に99.2%（2015年）にも及ぶ。

出産場所が自宅から産院へと変化していくのは日本だけでなく、先進諸国にはほぼ共通して見られる。「出産の医療化」や「出産の施設化」と呼ばれる現象である。出産の医療化は出産の場所だけでなく、その介助者が大きく変化することをも意味する。日本の場合、その主役の座が産婆・助産婦（助産師）から産科医へと変化した。出産の医療化が急速に進んだのは1960年代以後のことである。55年の段階では55,000人いた助産師が、10年後の65年には43,000人に、その5年後の70年には28,000人にまで急減している。それ以来、2000年代に至るまで助産師数はおおよそ2万人台で推移してきた。現在では漸増傾向にあるが、それでも35,000人（2016年）にとどまる。また、以前は助産所での出産も一定の割合で存在しており、60年代から70年代初めまでは1割程度を占めていたが、今日では1%にも満たない。このような変化は、単に少子化の進行を原因とするものではない。

戦後の日本社会では、このように「出産の医療化」が進み、助産師と産科医との間の非対称的な権力関係が構造化された。それでは、なぜ、どのような過程を経て今日の制度へと至ったのだろうか。本研究は、政治学の観点からこの疑問に答えることを目的とする。

本研究は、歴史的制度論や比較歴史分析に基づく政策発展論という分析視角から、この経緯を「経路構造化」として捉えた上で、過去から現在に至る過程を経路形成期・重大局面期・経路依存期の3つの時期に区分して分析した。第二次大戦後から1950年代までの経路形成期には助産師の数は増加傾向にあり、助産師と産科医の関係は拮抗していた。しかし、60年代に重大局面が訪れた。母子健康センター事業、国民皆保険制度の創設、68年の丙午などが重なり、助産師の数は急減する。一度減少した助産師の数は、その後は90年代になるまで回復せず、助産師と産科医の権力関係は固定された。80年代には出産場所の95%以上が産院となり、それは現在に至るまで変わっていない。これらの研究成果はすでに二つの研究会で報告しており、今後論文として公表する予定である。

企業立地の空間構造戦略に関する実証的研究 —都市圏データを用いた集積の経済の検証—

研究代表者：

林亮輔（甲南大学経済学部・准教授）

実施期間：2016年4月1日～2018年3月31日

【研究の概要】

地域経済力の減退が予測されているわが国では、人口や企業が集積することによって生産効率が向上する「集積の経済（agglomeration economies）」を強化する地域空間戦略が重要である。本研究では、①地域空間戦略の対象となる都市圏域を設定するとともに、②その圏域を対象として集積の経済の存在とその決定要因を分析することにより、集積の経済による効果を最大化する最適空間構造の導出を試みた。

はじめに、都市圏域を設定するため、国土交通省『全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）自動車起終点調査』から、「法人使用車移動率：法人が所有する自動車が業務目的で移動した際の移動量」を作成し、地域同士の結合性を示す指標とした。法人使用車移動率によって圏域を設定する場合、①中心都市に位置するサプライヤーをもとに設定される圏域と、②中心都市に位置する顧客をもとに設定される圏域は異なる広がりを持つ可能性がある。両方のアプローチによって圏域を設定した結果、アプローチ方法により都市圏の広がりが異なることが明らかになった。このことは、企業の活動を捉えた圏域を設定する場合、双方向の取引関係に基づいて設定する必要性を示唆している。

都市圏域の設定作業と並行し、集積の経済に関する先行研究をサーベイするとともに、集積の経済を推計するための実証モデルを構築した。本研究では、集積の経済に関する多くの実証研究が用いている生産関数モデルとともに、集積の経済が地域の生産効率性に及ぼす影響を捉えるため、①異時点間の生産効率性の変化を計測することができるマルムクイスト生産性変化指数を計測し、②マルムクイスト生産性変化指数に対する集積の経済の影響を検証するという2段階アプローチを用いた実証モデルを構築した。

法人使用車移動率に基づく都市圏域の設定に時間を要したことから、最終目的としていた最適空間構造の導出には至っていない。今後、データを整備した上で構築したモデルに当てはめることにより、地域経済の空間的一体性を踏まえた集積の経済に関する実証研究を行うことが可能になる。本研究の成果は、近年重要視されている地域連携をベースとした地域経済政策のあり方に対して指針を提供することから、これまでの研究成果を社会に還元するとともに、今後も継続的に研究を行っていく予定である。

■研究課題名

高頻度データによる資産価格の分散・共分散推定

研究代表者：

三崎広海 (筑波大学システム情報系・助教)

実施期間：2016年4月1日～2018年3月31日

【研究の概要】

高頻度金融時系列データ（ティックデータ）に基づき、一日内の資産価格の分散（ボラティリティ）を推定する問題においては、マーケット・マイクロストラクチャー・ノイズと呼ばれるノイズの影響を取り除いて推定する必要がある。ここ十年余りの間に複数の推定法が提案されてきたが、その中で筆者らはseparating information maximum likelihood (SIML) 推定法について研究している。

本研究では、個別株のティックデータに対して2つの方法でSIML推定法を適用し、その有用性を確認した。第一に、複数の個別株の約定価格を用いてボラティリティを推定した。SIML推定値は、平均すると、各日のリターンから求めた分散推定値と近く、合理的な結果であった。第二に、ある銘柄の約定価格と気配価格の両方を用いて推定し、各日の推定値の一致度を検証した。この方法は、同じ銘柄の約定価格と気配価格は共に本源的な市場価格に異なる形のノイズが加わったものであるから、ノイズに影響されない良い推定量は、どちらのデータを使っても同じ推定値を返すはずである、という仮定に基づいている。結果は、SIML推定値の一致度が比較対象よりも高かった。また、極端な値が出やすい気配価格に対しても頑健であった。外れ値に特段の前処理が不要な点は、実用上も有利である。これらの検証により、SIML推定法の実データに対する有用性が示された。以上の成果は、国際学会における口頭発表とともに、下記の論文として刊行された。

次に、SIML推定法をいくつかの有力な推定法と比較した。方法としては、ボラティリティの時系列構造やノイズについて現実的な様々な状況における推定の精度を、シミュレーションによる平均二乗誤差等で比較した。その結果、状況によって各推定量の優劣が異なることが分かった。SIML法は、最小取引価格を表現したround-offモデルで比較的有効であった。また、ノイズの形状に係わらず安定している。一方、実データによる比較では、各推定法の特徴が明確ではなかった。以上の成果は、さらに詳細な分析を行った後、論文誌に投稿する予定である。

Misaki H. (2019) An Empirical Analysis of Volatility by the SIML Estimation with High-Frequency Trades and Quotes. In: Czarnowski I, Howlett R., Jain L., Vlacic L. (eds) Intelligent Decision Technologies 2018. KES-IDT 2018. Smart Innovation, Systems and Technologies, vol 97. Springer, Cham, pp. 65-75.

表現の自由に対する「規制」の実相と その統制可能性についての研究

研究代表者：

横大道聡（慶應義塾大学大学院法務研究科・教授）

実施期間：2016年4月1日～2018年3月31日

【研究の概要】

憲法学では従来、表現の自由に対する規制を内容中立規制か内容規制に区別したうえで、それぞれに即した合憲性の審査基準を検討してきた。しかし、この区別だけでは、国家による表現活動への関与の多様化を十分に把握できないのではないか。かような問題意識に基づき、理論面と具体的問題局面の双方向から、次の通り、研究を行った。

まず、理論的・基礎的検討として、横大道聡「表現の自由に対する『規制』方法」阪口正二郎・毛利透・愛敬浩二編『なぜ表現の自由か——理論的視座と現況への問い』（法律文化社、2017年）49-63頁では、内容規制／内容中立規制のほか、見解規制／主題規制、全面的規制／部分的規制、直接的規制／間接的規制、目的制約／付随的制約、付随的規制／偶発的制約といった多様な区別が必要であること、また、近時の国家関与の仕方の特徴として、政府言論、制度論、助成、間接的検閲などがみられること、従来の法理では近時の問題に対処できない場面が存することを指摘した。また、横大道聡「表現の自由論の軌跡」マスメディア研究（2018年予定）は、そうした従来の憲法学の思考方法の源流をたどり、それがアメリカ憲法学の成果の部分的・選択的摂取の結果であることを明らかにした。

具体的問題局面を検討したものとして、横大道聡「ダンス規制と表現の自由」阪口ほか・同上書245-250頁では、一見すると表現の自由とは無関係にも思えるクラブ営業規制を表現の自由の問題も有することを認めた判例の論理構造を分析した。横大道聡「国家秘密と自己統治の相克・再訪」樋口陽一・中島徹・長谷部恭男編『憲法の尊厳——奥平憲法学の継承と展開』（日本評論社、2017年）257-274頁では、表現の自由が有する自己統治の価値と、自己統治にとって必要な情報を秘匿するという国家秘密の問題をどのように調整するのかという問題について、近時の技術の進展を背景に、従来の解決方法では十分に対処できなくなっている可能性があることを指摘した。横大道聡「公益法人制度改革・法人格取得・結社の自由」法学研究（慶應義塾大学）91巻1号（2018年）145-170頁および横大道聡「『法人』の『政治活動』の自由・再考——公益社団法人・NPO法人の場合」選挙研究（2018年予定）では、法人格取得に政治活動を行わないことを条件づけている現行の法制度は、どのように表現の自由の問題を提起するのかを分析し、結社の自由という視点からその問題点を明らかにした。

2015年度助成分

■研究課題名

金融危機後の欧州資本市場法制の動向と日本法への示唆

研究代表者：

船津浩司（同志社大学法学部・教授）

実施期間：2015年4月1日～2018年3月31日

【研究の概要】

本研究は、金融危機後に盛んとなったEUにおける資本市場法制の改定状況を調査し、日本法への示唆を取り出すことを目的とするものである。その際は、とりわけ資本市場法の分野においてはとかく一つの法域として認識されがちなEUの立法行為（規則・指令）に関して、加盟国における具体的な運用や法制整備を通じてその独自性を主張することがあるのではないかという問題意識に基づいて、特にドイツの立法・執行状況を参照しつつ調査研究を行った。

まず、高頻度取引・アルゴリズム取引などの情報技術の発展に関しては、改定金融商品市場指令（MiFID II）により高頻度取引・アルゴリズム取引についての登録制とする立法を加盟国に義務づけることとなり、かかるEU立法は我が国における高速取引行為者規制の立法（2017年金融商品取引法の改正）にも大きな影響を及ぼした。しかしながら、ドイツにおいては、EU立法におけるイニシアティブを取ることを視野にEU立法に先行して国内法（「高頻度取引法」と呼ばれる）を整備したという特殊性が垣間見られる。したがって、比較法としてEU指令あるいはそれに基づき国内法化された加盟国法を参照する上では、そのようなEU加盟国内の政治的駆け引きまでを踏まえた文脈において捉える必要がある。（このテーマに関するさし当りの調査内容については、拙稿「ドイツにおける高頻度取引・アルゴリズム取引規制の展開」金融庁金融研究センターディスカッションペーパーDP2016-3参照）

また、近時は、わが国においても顧客本位の業務運営といったキーワードとともに、金融仲介業者の独立性に関する議論が盛んになっているが、これまで、金融商品提供者（販売会社等）からの手数料（Provision）を主たる収益源とする投資助言が一般的であるとされるドイツにおいても、投資家からの助言料（Honorar）を主たる収入源とする助言者を規律し育成する立法（「助言料型投資助言法」と呼ばれる）が2014年8月1日より施行された。この助言料型投資助言法も、高頻度取引法と同様にEU法に先行してドイツが国内法を整備したものであるが、EU法もドイツ法もいずれも英国法をモデルとして参照したものであり、その限りにおいて加盟国固有の意図に基づく国内立法の先行という、高頻度取引法に見られる特殊性は助言料型投資助言法には見られなかった。詳細については、拙稿「ドイツの独立投資助言者規制」同志社法学69巻2号（2017年）319-346頁参照。

■研究課題名

安定性と柔軟性のバランス —— 労働契約の内容規制に関する日独比較法研究

研究代表者：

島田裕子 (京都大学大学院法学研究科・准教授)

実施期間：2015年3月1日～2018年2月28日

【研究の概要】

日本において、労働条件は通常、使用者の定めた就業規則によって決定あるいは変更され、その内容が「合理的」である限り、労働者はそれに拘束される（労働契約法7条、10条）。このような労働条件決定・変更の合理性は、裁判所によって個別に審査される。このような個別的な審査は、個別の事情に即した解決を可能とする一方、その類型的な審査内容の分析は十分には行われておらず、当事者にとって訴訟上の予測は非常に困難であった。とりわけ、既に存在する就業規則の変更の場面ではなく、新たに就業規則を作成する際の合理性審査に関しては、判例においても、学説においても、体系的な分析がほとんど行われていない状況にあった。しかし、労働条件決定・変更に関する明確なルールを構築することは、訴訟における予測を可能にし、公正な労働条件を実現するという点で、労働者・使用者双方にとって、重要な課題である。

以上の状況を背景に、本研究は、労働契約内容を裁判所が長年にわたって審査し、コントロールしてきたドイツ労働法、とりわけ労働法における契約の内容規制の分析を通じて、労働条件決定における使用者の自由に限界を設けることの意義を明らかにするとともに、そのための適切なルールを構築するための資料を提供することを目的とした。労働契約の内容規制に関する、ドイツの裁判例とその判例評釈その他の文献を網羅的に見ることによって、労働契約の内容規制によって確立されてきたルールを体系的に整理するとともに、時代に応じてどのような変化が見られるかについても検討した。分析に関しては、とりわけ「労務の対価の核心的部分」の意義に着目した。労働契約の内容規制は、契約内容が労働者にとって不当に不利益なものとなっていないか、当然に期待される利益を取り上げるものでないかを規制するものである。その際、契約条項が、労務の「対価の核心的部分」を侵害するものでないか、が重要な基準となる。この「対価の確信的部分」がどのように決定されるかを明らかにし、労務の対価に対する基本的な考え方を検討した。

さらに、ドイツにおける労働契約の内容規制は、50年近い歴史を有し、その内容は時代に応じて変化している。特に、労働関係に民法典の約款規制が適用される2002年以降の事例に関しては、従来の判例法としての内容規制との異同や、民法典適用の際に労働関係の特殊性についてどのような考慮がなされているかについても、検討を行った。